

一般財団法人宮城県予防医学協会
予防医学調査研究助成実施要項

(趣 旨)

当協会の定款に基づき、予防医学事業分野における調査研究を行う個人または研究グループに対し、その調査研究に要する経費の一部を助成することにより、その調査研究の成果を助長し、もって健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

1. 応募資格

- (1) 助成金の申請は一般公募に基づき行うものとする。
- (2) 予防医学を推進し、予防医学に関わる調査研究等に従事している個人又は研究グループ。
- (3) 過去に助成を受けた際に、不相当と認められる行為がなかったもの。

2. 助成対象研究

- (1) 予防医学に関する総ての調査研究事業。

3. 助成金額

- (1) 当協会予算の範囲内とし、原則として1件につき50万円/年を限度とする。
3年を限度とする継続研究も可能とされる(各年1件程度、最大150万/3年)
- (2) 審査により助成金の交付諾否及び交付金額を決定する。また、交付金額については申請額から減額する場合がある。
- (3) 研究成果等については、学会発表や学会誌への投稿を原則とする。
(継続研究では各年ごとに経過を報告し、最終年に成果を明記する)

4. 応募手続

- (1) 応募期間は、調査研究をしようとする年度の前年度の12月初旬～12月末日までに申請する。(協会ホームページに掲載)
- (2) 応募方法は、当協会所定様式の助成金交付申請書、調査研究実施計画書および所要経費見積書を作成し提出する。
- (3) 助成金交付の諾否に関わらず、申請書と添付書類については返却しない。

5. 選考方法

- (1) 当協会学術専門委員会にて審査し、理事会の承認を経て執行する。
- (2) 審査の結果は、助成金交付の諾否に関わらず、応募期間の翌年5月までに申請者へ文書で通知する。
- (3) 助成金の交付を決定した申請者には、交付決定通知書により通知し所定の手続きを経て助成金を交付する。

6. 助成金の交付方法

- (1) 選考後、追って通知する。

7. 助成金の交付時期

- (1) 当該年度の第一四半期を目処に交付する。

8. 調査研究の期間

- ・毎年5月～12月。

9. 助成金交付要件

(1) この助成金の交付を受けるにあたり、次の要件を遵守しなければならない。

- ①当該調査研究に必要な経費以外に使用してはならない。尚、人件費及び旅費は原則として必要経費に含められないが、必要性を明記する場合にはこのかぎりではない。
- ②助成金の交付後、次の事由により主要事項を変更するときは、速やかに当協会に報告又は協議してその指示を受けるものとし、場合により返還を求める事もある。
 - ・調査研究の内容を大幅に変更する場合
 - ・調査研究を中止又は廃止する場合
 - ・調査研究が予定の期間内に完了又は実施が困難となった場合
- ③複数年での調査研究は「計画」「目標」「予想される成果」等を年度単位で明確に示し、報告する。一研究は3年を最長とする。

10. 助成金事業完了報告

(1) 助成を受けた研究者は、当協会所定様式の研究報告書を作成し、当該年12月末日まで提出しなければならない。

- ①結果報告書
- ②経費清算書（領収書添付）
- ③学会等で発表の場合は抄録写し

(2) 報告書の著作権は宮城県予防医学協会に帰属するものとする。

11. 情報公開について

(1) 助成金交付先、及び研究テーマ等については協会のホームページ、および協会機関誌等に公開する場合がある。この場合、必要により当該論文の要約等を作成して付すことがある。

(2) 助成研究について閲覧の申請があった場合は、申請書類および研究成果の報告書を原則として公開することが出来る。

12. 個人情報の取扱いについて

(1) 申請に関して取得する個人情報は、当協会の個人情報保護に関する基本方針に基づき、審査作業や助成金交付の諾否の通知等、本申請に関して必要な範囲に限定して取扱うものとする。

(2) 助成研究については、「11.情報公開」に記載のとおりとする。

13. お問い合わせ先（申請書送付先）

〒981-3203

仙台市泉区高森二丁目1番地39

一般財団法人宮城県予防医学協会（助成事業担当：総務部総務課）

Tel：022-343-7001(代) / Fax：022-343-7083

E-mail：info@mhsa.jp / URL <http://www.mhsa.jp>

以上